分離

F A O 1 2 3

2 9 年分の ff 得 税 及 び の 確 定 申 告 書 B 平成 30 年 3 月 5 日 第 0 9 6 8 0 9 6 3 0 9 5 9 2 1 6 - 0 0 0 4個人番号 住 所 卜 " フリガナ タケシ イ 神奈川県川崎市宮前区鷺沼3 -表 (FI) 事業所 13-14ハウス鷺沼101号 土井 剛 事務所 氏 名 居所など 室 別職業 屋号・雅号 世帯主の氏名 世帯主との続柄 男 女 会社員 土井 剛 平 平成 30 年 1 月 1 日 同上 生年 電話 自 宅·勤務先·應 帯 1 2 番号 成 3 48 07 月日 090-5499-4363 翌年以降送付不要 特農の 理号 整番 種 類 0 4 8 7 8 8 8 7 (単位は円) 課税される所得金額 事 0 $\overline{\mathcal{P}}$ 営 等 (26) 0 0 (9 - 25) 年 上の⑩に対する税額 (27) 0 分以 業 (1)9 4 6 9 7 農 業 1 収 不 $(\dot{})$ 動 産 配 当 控 除 (28) 降 X 用 \odot 29 子 利 税 (特定增改築等) (30) 当 (T 配 住宅借入金等特別控除 分 (31) 金 給 与 \mathcal{D} 1 4 7 0 7 6 0 0 政党等寄附金等特別控除 8 0 0 ~ (33 金 住宅耐震改修特別控除 住宅特定改修・認定住宅 35 公的年金等 (\pm) 興 ~ (37 新築等特別税額控除 分 雑 特別 額 · 引 所 得 税 額 ②· ②· ③· ③· ③· ③ · ②· ③· ⑤· ⑤· ③) (T) (38) そ 9 4 6 1 0 1 0 0 0 0 0 1 7 0 他 所 \mathcal{F} 災害減免額 (39) 短 期 等 ഗ 再差引所得税額(基準所得税額) 税 期 \Box 長 (40) 1 9 4 6 1 7 0 (39 額 復興特別所得税額 (#) (41) 0 8 6 9 時 4 **ഗ** 記 所得税及び復興特別所得税の額 1 9 8 7 事 営 業 等 (42) 0 3 9 入を 外国税額控除 分 業 (43) 業 お 所 所得税及び復興特別 忘 44) 2 不 動 2 0 5 4 9 8 産 所得税の源泉徴収税額 れ 所得税及の単集納税 (42) - 43 - 44) 2 な 9 (45) 7 5 子 6 利 所得税及び復興特別所得税の予定納税額 (第1期分・第2期分) 46) 1 2 6 5 0 0 当 配 所得税及び復興 金 納める税金 (47) 0 0 納管 給与 1 2 5 0 7 6 0 0 特別所得税の 第3期分の税額 週かされる税金 (48) 2 1 9 8 5 雑 98350 9 額 総合譲渡・一時 **分+{(**(コ+サ) **x** ½} 事業 |配偶者の合計所得金額||49| 専従者給与(控除)額の合計額 (50) 計 1 2 6 0 5 9 5 0 住 民 青色申告特別控除額 雑 損 控 除 雑所得一時所得等の所得税及び復興特別 所 医療費控除 分 (52) 1 9 6 6 7 6 所得税の源泉徴収税額の合計額 未納付の所得税及び復興特別 (53) 1 5 2 5 2 8 7 社会保険料控除 所得税の源泉徴収税額 カ 本年分で差し引く繰越損失額 (54) 小規模企業共済等掛金控除 総合 5 平均課税対象金額 (55) 生命保険料控除 6 8 8 6 0 変動・臨時所得金額 (56) 地震保険料控除 9 7 4 分離 0 寄附金控除 申告期限までに納付する金額 57 0 0 8 0 0 0 検 算 延納 届出額 58 0 0 0 寡婦、寡夫控除 0 0 0 0 の出 か 本店•支店 還受 勤労学生、障害者控除 0 0 0 0 三井住友 金庫·組合 東京営業部 出張所 れ 農協•漁協 本所• 支所 鱼 信 3 付 印 さ れ 3 8 0 0 0 預金 普通 当座 納税準備 貯蓄 配偶者(特別)控除 0 郵便局 る 名 等 種類 (23) 養 控 除 0 0 0 0 扶 金 □座番号 3 3 3 5 9 4 4 年月日 の所記号番号 (24) 3 8 0 0 0 0 基 礎 控 除 1 合 (25) 2 3 7 1 8 8 7 計 整 連番号 7 税 理 士署 名押印電話番号 動 **(FI)** 理 答 名簿 0 0 0 9 2 1 1 理 欄 税理士法第30条 税理士法第33条 補 確 の2の書面提出有 認

> В C D Е

 G_L H

Ι

川崎北

_ 税務署長

平成 2 9 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書

添付書類台紙

住 所 以 ま 解 所 居所など

神奈川県川崎市宮前区鷺沼3-13-14八ウス鷺沼101号 室

 TJJ
 ## | Fr/ 9f9

 氏名
 土井 剛

のり

し

3

3

源 泉 徴 収 票 (原 本)

の り し

本人確認書類(写)

本人確認書類の写しの添付は、申告書の提出の都度必要です。

マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方

マイナンバーカードの表面及び裏面の写しを貼ってください。

マイナンバーカードをお持ちでない方

「<u>番号確認書類」の写しと「身元確認書類」の写しをそれぞれ貼ってください。</u> 原本を貼ることのないよう、ご注意ください。

番号確認書類

《ご本人のマイナンバーを確認できる書類の写し》

- ・通知カード
- ・住民票の写し又は住民票記載事項証明書 (マイナンバーの記載があるものに限ります。)

などのうちいずれか1つ

身元確認書類

《記載したマイナンバーの持ち主であること を確認できる書類の<u>写し</u>》

- ・運転免許証
- 公的医療保険の被保険者証
- ・パスポート
- ・身体障害者手帳
- ・在留カード

などのうちいずれか1つ

申告に当たっては、上記 及び社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、 地震保険料控除、寄附金控除関係書類(該当するものに限ります。)などを、この台紙にのりづけ し申告書と一緒に提出するか、申告書を提出する際に提示してください(源泉徴収票は提出が必要 です。)。

上記 以外の書類は、この台紙の裏面や適宜の用紙に貼ってください。



国税庁HP(2018:03:04;16:57:34.51) 0 4 8 7 8 8 8 7 | F A O O 7 7 軍分の^{所得税及び}の確定申告書B ○ 所得から差し引かれる金額に関する事項 第 損害の原因損害年月日 損害を受けた資産の種類など (10) 雑 表 損 円 保険金などで 円 差引損失額の 円 控 神奈川県川崎市宮前区鷺沼3‐ 損害金額 補塡される うち災害関連 除 支出の金額 13-14ハウス鷺沼101号 (11)保険金などで 控 支払医療費等 住 所 補塡される金額 屋 号 社会保険の種類 掛金の種類 支 払 保 険 料 支 払 12 源泉徴収票のと おり (13) ドイ タケシ 1.525.287 É. 社 小等 土井 剛 会保 規 模^掛 企業 注 険料 第 控 済除 1,525,287 計 合 計 ○ 所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額 34,800円 (14) 21,082 ^F 新生命保険料の計 旧生命保険料の計 所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額 種目・所得の生ずる場所又は 生料 所得の種類 収入金額 給与などの支払者の氏名・名称 命 保 新國人年金保険約2章 旧個人年金保険料の計 野村證券株式会社証券たまプラーザ F H 利子・ 55,001 8,422 介護医療保険料の計 37,720 (配当) 険 除 (15) 三井住友海上火災保険株式会社 東京都千代田区神田駿河台3丁目9 地震保険料の計 源泉徴収票のとおり 旧長期捐事保険料の計 給与 14,707,600 1,849,200 16 寄控 寄 附 先 の 報酬一般社団法人国際IT財団 東京都渋谷区渋谷3-1-1 附 10,000 寄 金 所在地・名称 雑 100,000 10,210 (18) (18) (18) □ 寡婦(寡夫)控除 □ 勤労学生控除 計算明細書のとおり 死 別 □生死不明 株式等 8,765,741 186,466 ⊚驀 離 □ 未 帰 還∠ 婚 の譲渡 ② 障 控 害 Д 所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額の 野計 Æ 名 2,054,298 暑除 配偶者の氏名 生年月日 配偶 ○維所得(公的年金等以外)、総合課税の配当所得・譲渡所得、一時所得に関する事項 ☑配偶者控除 20 者 昭.平 48 . 5 . 23 種目・所得の 生 ず る 場 所 土井ちひろ □ 配偶者特別控除 所得の種類 5 特 収入金額 必要経費等 差引金額 @別 Е 上記のとおり 控除 1 3 2 3 6 0 5 4 1 9 7 9 個人番号 100,000 雑 1,650 98,350 控除対象扶養親族の氏名 | 続 柄 控 ጡ 23 昭・平 個人番号 扶 万円 明·大 昭•平 個人番号 〉特例適用条文等 控 万円 措法41の18の3 明•大 昭・平 除 個人番号 劢円 △ 扶養控除額の合計 事業専従者の氏名 個 続柄 年 従事月数・程度・仕事の内容 専従者給与(控除)額 番 묵 生 月 В 人 明•大

○ 事業専従者に関する事項 昭・平 明·大 昭·平 50 専従者給与(控除)額の合計額 ○ 住民税・事業税に関する事項 生年月日 別居の場合の住所 寄附金税額控除 扶養親族の氏名 番 続柄 都道府県 _亚 15.3.12 土井翼 3 6 2 8 3 1 3 5 2 6 9 7 市区町村分 10,000 満の 住 金会、日赤支部分

_{\$\pi\$} 22.7.26 条 都道府県 指 定 民 2.000 市区町村 2.000 税 族 給与・公的年金等に係る所得以外(平成30年 給与から差引き 配当に関する住民税の特例 居 住 者 の 特 例 4月1日において65歳未満の方は給与所得 自分で納付 配当割額控除額 2,750 株式等譲渡所得割額控除額 60,876 以外)の所得に係る住民税の徴収方法の選択 前 年 中 の 開 (廃)業 開始・廃止 日 損益通算の特例適用前の 所得 金額 非課税所得など 動 産 所

不動産所得から差し引いた 青 色 申 告 特 別 控 除 額 事業用資産の譲渡損失など

2 8 7 0 3 5

2 0 3 9 8

土井ひまり

1

別居の控除対象配偶者・控除対象扶養親族 所得税で控除対象配偶者 氏 などとした専従者名 住所 ・事業専従者の氏名・住所 番号

他都道府県の事務所等

- 連

لح

緒 に 提 出

てくだ

さ

١J

退職所得控除額

平成 2 9 年分の 係 得 税 及 び の 確 定 申 告 書 (分離課税用)

神奈川県川崎市宮前区鷺沼3-13-14ハウス鷺沼101号 室 所 号 ドイ タケシ ガナ名 土井 剛

住

屋

フリ氏

一 連 番 号 整 理番 号 0 4 8 7 8 8 8 7

この表は、「分離課税の所得」、「山林所得」又は「退職所得」がある 場合に、その所得金額や所得税額を計算するために使用するものです。

	. !	特	例	適		用	条	文			
所法	措法	震法			条	:		項	ï	号	
					条の		ø		項		号
					条の		ø		項		号
					条の				項		号

国税	.庁HF	(20)18:	03:	04;	16:	57:34	1.5	1)					(単	位に	<u>ま円</u>
		短期	_	般	分	3								1		
収		譲渡	軽	減	分	3								ı		
	分	長	_	般	分	Ð								ı		
	離	期譲	特	定	分	\odot										
λ		渡	軽	課	分	9								1		
	課	一般	株式	等の	譲渡	\mathcal{F}										
金	税	上場	株式	等の	譲渡	9				8	7	6	5	7	4	1
ЫŁ		上場	株式領	手の配	当等	Ŧ						5	5	0	0	1
		先	物	取	引	Ð										
額	١	Ц		材	7	\oplus										
	il	₹		鵈	ŧ											
		短期	_	般	分	59										
55		譲渡	軽	減	分	60										
所	分	長	_	般	分	61)										
	離	期譲	特	定	分	62										
得		渡	軽	課	分	63										
	課	一般	株式	等の	譲渡	64										
_	税	上場	株式	等の	譲渡	65				1	2	1	7	5	5	2
金		上場	株式等	手の配	当等	66						5	5	0	0	1
		先	物	取	引	67)										
額	L	Ц		材	7	68										
	il	₹		暗	È	69										
		計課 告書 B				9			1	2	6	0	5	9	5	0
税	所得力	から差 吉書 B :				25				2	3	7	1	8	8	7
,,,,		9		付応		70			1	0	2	3	4	0	0	0
金	課	69 (60 3	付応	分	71								0	0	0
A	税	610	2 63	対原	む分	72								0	0	0
の	され	64 (65 3	付応	分	73					6	5	0	0	0	0
計	る 所 得	66	3	付応	分	74						5	5	0	0	0
- '	得 金	67	3	付応	分	75								0	0	0
算	額	68	3	付応	分	76								0	0	0
		69	3	付応	分	77								0	0	0

_																1
		700	対応	分	78			1		8	4	1	2	2	0	
税	IH	71	対応	分	79											l
	税	72	対応	分	80											
金		73	対応	分	81)						9	7	5	0	0]
の		74)	対応	分	82							8	2	5	0	l
計	額	75	対応	分	83				_							1
ÄΙ		76	対応	分	84)											
算		77	対応	分	85											l
	18 (申告) ら 85 8 第 一 和	ま での 記	計 (転記)	86			1		9	4	6	9	7	0	l
_	株士		の個、65 く繰越損		87)					5	6	6	8	9	0	1
そ	式 等	翌年以往	後に繰り越る の 金		88										0	ľ
の	配当等		うの 66 く繰越損		89										0]
他	先物		うの ⑥7 く繰越損		90											
ت	取 引	翌年以	後に繰り越る の 金		91)]
	分離記	課税₫	カ短期	• ₽	長期	譲渡所	得	に関	す	る	事項					- -
										全						1

$\underline{\bigcirc}$	◯ 分離課税の短期・長期譲渡所侍に関する事項											
X	分	所得の生ずる場所	必	要	経	費	差引金額 (収入金額 ・必要経費)	特別控除額				
						円	円	円				
			合		計	92						

) 分離課税の上場株式寺の配当所得寺に関する事項										
種目・所得の 生 ず る 場 所	収入金額	配当所得に係る 負債の利子	差引金額							
付表のとお り	円 55,001	円 0	円 55,001							

収 入 金 額

○ 退職所得に関する事項

所得の生ずる場所

欄

										F	9		円
	ΑС)	ВЕ	CF									
整			1		申	告	等年	月	田				
					通算								
理	取得 期限				•		•		特例 期間				

申告区分

ഗ

一連番号 平成 29 年分の^{所 得 税 及 び}の確定申告書付表

上場株式等に係る 譲渡損失の損益通 算及び繰越控除用

	· 受付印
住	所
/ _{돌 ,}	。。 は\
(事)	業所 務所 など
/居所	など!

神奈川県川崎市宮前区鷺沼3-13-14

ハウス鷺沼101号室

フリガナ ドイ タケシ 土井 剛 氏名

この付表は、租税特別措置法第37条の12の2(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除)の規 定の適用を受ける方が、本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額を同年分の上場株式等に係る配当所得等 の金額(特定上場株式等の配当等に係る配当所得に係る部分については、分離課税を選択したものに限りま す。以下「分離課税配当所得等金額」といいます。)の計算上控除(損益通算)するため、又は3年前の年分 以後の上場株式等に係る譲渡損失の金額を本年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び分離課税配当所 得等金額の計算上控除するため、若しくは翌年以後に繰り越すために使用するものです。

- 本年分において、「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、 まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の作成をしてください。
- 本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額及び分離課税配当所得等金額の計算 (赤字の金額は、 を付けないで書きます。2面)の2も同じです。)
 - 「 上場株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合又は「 上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場 合には、(1)の記載は要しません。また、「本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額」がない場合には、(2) の記載は要しません。
- (1) 本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額

上場株式等に係る譲渡所得等の金額	H
(「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の 1面の「上場株式等」の 欄の金額)	
上場株式等に係る譲渡損失の金額() (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の 1面 の「上場株式等」の 欄の金額)	
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額	
(欄の金額と 欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額)	

欄の金額は、租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡(相対取 引)がある場合については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額(「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」 の (1面)の「上場株式等」の 欄の括弧書の金額)のみを記載します。

(2) 本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額

種目・所得の生ずる場所	利子等・配当等の以	又入金額(税込)	西己	配当所得に係る負債の利子		
野村證券株式会社証券たまプラーザ支店		55,001 円		0	円	
合 計	申告書第三表 テヘ a	55,001	b	0		
本年分の損益通算前の分離課税配当月(②-⑤)(赤字の場合には0と書いてください				55,001		

(注) 利子所得に係る負債の利子は控除できません。

(3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額(-)	を付けて、申告書第三表66へ 円
(欄の金額 欄の金額の場合には0と書いてください。)	
((2)の記載がない場合には、 欄の金額を移記してください。)	
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額(-)	申告書第三表 66へ
(欄の金額 欄の金額の場合には0と書いてください。)	55.001
((1)の記載がない場合には、 欄の金額を移記してください。)]

の

告

の際に使用します(翌年に株式等の

売却

がな

L١

場

合

で ŧ

上

場株式等に係る譲渡損失の金

額

で。確 定申

そ

のの

翌 年 欄 以及

越 す欄 た

め の欄

申の

告金が額

翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算 2

譲渡損失の生じた年分	前年から繰り越された 上場株式等に係る譲渡 損失の金額	本年分で差し引く上場株式等 に係る譲渡損失の金額(1)	本年分で差し引くことの できなかった上場株式等 に係る譲渡損失の金額
本年の 3年前分 (平成26年分)	(A) (前年分の付表の欄の金額) 円	① (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 円 (② (分離課税配当所得等金額から差し引く部分)	本年の3年前分の譲渡損失 の金額を翌年以後に繰り越 すことはできません。
本年の 2年前分 (平成27年分)	⑧ (前年分の付表の 欄の金額)	(f) (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) (f) (分離課税配当所得等金額から差し引く部分)	(⑧-⑥-⑥) 円
本年の 前年分 (平成28年分)	© (前年分の付表の 欄の金額) 566,890	① (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 566,890 ① (分離課税配当所得等金額から差し引く部分) 0	(© - 🕦 - ①) 0
本年分で分離	株式等に係る譲渡所得等 し引く上場株式等に係る 額の合計額(①+(P+(H)) 課税配当所得等金額から 株式等に係る譲渡損失の ((E)+(E)+(D))	計算明細書の「上場株式等」の①2 へ 566,890 申告書第三表®へ 0	
		└── 忧等に係る譲渡損失の金額)	申告書第三表(8)へ(2) 円

「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡 損失の金額」のうち最も古い年に生じた金額から順次控除します。

また、「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、同一の年に生じた「前年から繰り越され た上場株式等に係る譲渡損失の金額」内においては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「面」 の「上場株式等」の 欄の金額(赤字の場合には、0とみなします。)及び「 本年分の損益通算後の分離課 税配当所得等金額」の合計額を限度として、まず上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除 しきれない損失の金額があるときは、分離課税配当所得等金額から控除します。

- 本年の3年前分に生じた上場株式等に係る譲渡損失のうち、本年分で差し引くことのできなかった上場株 式等に係る譲渡損失の金額を、翌年以後に繰り越して控除することはできません。
- 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の 分離課税配当所得等金額の計算
- 「本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額」がない場合には、この欄の記載は要しません。

前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除	申告書第三表で	円
した後の本年分の分離課税配当所得等金額()		55,001
(-)		

欄の金額を申告書に転記するに当たって申告書第三表の②の欄の金額が同 欄の金額から控除しき れない場合には、税務署にお尋ねください。

特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署にお尋ねください。

「上場株式等」の 欄の金額が赤字の場合で、譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受ける方は、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」も記載してくださ

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

【平成29年分】

整理番号

04878887

この明細書は、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」又は「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を計算する場合に 使用するものです。

なお、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】の「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの ▼必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

住 所	神奈川県川崎市宮前区鷺 八ウス鷺沼101号室	沼3 - 13	- 1 4	フ ⁱ 氏	Jガナ 名	ドイ タケシ 土井 剛	
(前住所)	(,	1	П		
電話番号	090-5499-4363	職業	会社員	関与	说理士名		
(連絡先)	090-3499-4303	140 🛪	ZTL Q	(電	話)	()

1 所得金額の計算

		一般株式等	等	上場株式等
ЦΣ	譲渡による収入金額		円	8,765,741 ^円
入金	その他の収入			
額	小 計(+)	申告書第三表金へ		申告書第三表 少へ 8,765,741
必要経費	取得費(取得価額)			7,548,189
必要経費又は譲渡に要した費用等	譲渡のための委託手数料			
に要した				
た費用等	小計(から までの計)			7,548,189
特別譲渡	E 管 理 株 式 等 の み な し 度 損 失 の 金 額 (1) Editance in C ください。			
差	引金額 ()			1,217,552
特第	定投資株式の取得にした金額の控除(2)			
所 (一般株式	得金額 (-) 等について赤字の場合は 0と書いてください。) 朝こついて赤字の場合は を付して書いてください。)	申告書第三表(4)へ		黒字の場合は申告書第三表65へ 1,217,552
本年	5分で差し引く上場株式等に 5繰越損失の金額(3)			申告書第三表87へ 566,890
	対控除後の所得金額 (4) (-)	申告書第三表(3へ		申告書第三表73へ 650,662

(注) 租税特別措置法第 37 条の 12 の 2 第 2 項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡 (相対取引)がある場合の「上場株式等」の から までの各欄については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額を括弧書(内書)により記載してください。なお、「上場株式等」の欄の金額が相対取引による赤字のみの場合は、申告書第三表の ⑥欄に0を記載します。

	措法_	条の
特例適用条文	措法_	_条の

整理欄

- 1 「特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額」とは、租税特別措置法第37条の11の2第1項の規定により、同法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とみなされるものをいいます。
- 2 欄の金額は、「特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「一般株式等」、「上場株式等」の順に、 欄の金額を限度として控除します。
- 3 欄の金額は、「上場株式等」の 欄の金額を限度として控除し、「上場株式等」の 欄の金額が 0 又は赤字の場合には記載しません。 なお、 欄の金額を「一般株式等」から控除することはできません。
- 4 欄の金額は、 欄の金額が O 又は赤字の場合には記載しません。また、 欄の金額を申告書に転記するに当たって申告書第三表の ②欄の金額が同 欄の金額から控除しきれない場合には、税務署にお尋ねください。

2 面(計算明細書)

2 申告する特定口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計

 口座の 区 分	取 引 先 (金融商品取引業者等)		譲渡の対価の額 (収入金額)	取得費及び 譲渡に要した 費用の額等	差引金額 (譲渡所得等の金額)	源泉徴収税額
源泉口座	野村證券株式会社 証券会社 たまプラーザ	本 店 店	円	円	円	円
簡易口座	銀 行 _¦ ()	出張所	8,765,741	7,548,189	1,217,552	186,466
源泉口座	証券会社 銀 行 ()	本 店店出張所				
源泉口座 6	証券会社 銀 行 ()	本 店 店 店 出 張 所				
源泉口座 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	証券会社 銀 行	本 店 支 店 出 張 所 ()				
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀 行 ()	本 店店店 所 (
合	計(上場株式等(特定口座))	, ,	1面 へ 8,765,741	1面 へ 7,548,189	1,217,552	申告書第二表「所 得の内訳」欄へ 186,466

【参考】 特定口座以外で譲渡した株式等の明細

区分	譲 渡年月日 (償還日)	譲渡した 株 式 等 の 銘 柄	数量	譲渡先(金融商品 取引業者等)の 所在地・名称等	譲渡による 収入金額	取得費(取得価額)	譲渡のための委託手数料		取 年月	 得]日
一般株式等 ・ 上場株式等			株(口、円)		円	円	円	()
一般株式等 ・ 上場株式等								(•)
一般株式等 ・ 上場株式等								(•)
一般株式等 ・ 上場株式等								()
一般株式等 ・ 上場株式等								()
合	計	— 上:	般 株 場株式等(: 式 等 (一般口座)	1面 へ 1面 へ	1面 へ	1面 へ 1面 へ			

(平成29年分)

氏 名土井 剛

この明細書は、平成29年中に支出した公益社団法人等に対する寄附金で一定のもの(以下「公益社団法人等寄附金」といいます。)があり、その寄附金について公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合に、公益社団法人等寄附金特別控除額を計算するために使用します。

申告書第一表の「税金の計算」欄の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除までの記入が終わったら、まず、「1 寄附金の区分等」欄に必要事項を記入し、次に、「2 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算」欄で公益社団法人等寄附金特別控除額の計算をします。

なお、公益社団法人等寄附金特別控除のほか、認定NPO法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用も受ける方は、この計算明細書の計算の次に、それぞれ順に「認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書」又は「政党等寄附金特別控除額の計算明細書」により計算を行います。

1 寄附金の区分等

寄附金の	公益社団法人等寄附金の額	2,000
区分等	以外の寄附金の額	10,000
<u></u>	+	12,000
所 得	金額の合計額	13,311,613
	× 40 %	5,324,645

-公益社団法人等寄附金の額の合計額を書いてください。

(公益社団法人等寄附金の内訳)

寄附先の名称	寄附年月日	金額
慶應義塾	平29・6・15	2,000 ^{F3}
	平	
	平	

√申告書第二表 の「所得から差し引かれる金額に関する事項」 │欄の「寄附金控除」欄の寄附金の金額を転記してください。

申告書第一表の「所得金額」欄の合計を転記してください。 (注)次の場合には、それぞれ次の金額を加算してください。

- ・退職所得及び山林所得がある場合……その所得金額
- ・ほかに申告分離課税の所得がある場合……その所得 金額(特別控除前の金額)

なお、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の ③の金額を転記してください。

2 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算

_	(赤字のときは0) 円
	5,314,645
と のいずれか 少ない方の金額	2,000
	(赤字のときは0)
2 千円 -	0
	(100円未満の端数切捨て)
(-) × 40 %	800
平成 29 年分の所得税の額	1,946,970
	(100円未満の端数切捨て)
× 25 %	486,700
公益社団法人等寄附金特別控除額	
(とのいずれか少ない方の金額)	800

「申告書A第一表は②の金額、申告書B第一表は②の金額を 転記してください。

申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金等特別控除(申告書Aは33~20欄、申告書Bは33~33欄)に転記してください。

ほかに、認定NPO法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、「認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書」の③の金額又は「政党等寄附金特別控除額の計算明細書」の②の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金等特別控除に記入してください。

肉用牛の売却による農業所得の課税の特例を受ける所得のある方は、税務署にお尋ねください。

理 税 祝 连 玉 署 名 押 印 電 話 番 号

基

合

金 扶

額

控

控

春

礎

除 (23)

除

計 (25)

(24)

(1)

0 0 0 0

0 0 0 0

1 8 8

3 8

2 3 郵飼

口座番号 の所 記号番号

る場名等

税理士法第30条 税理十法第33条 の書面提出有 の2の書面提出有

収受事実を確認されたい方は、収受日付印を押なつしますので、 申告書提出時に請求してください(内容を証明するものではあり ません。)。

3 3 3 5 9

所得金額の証明が必要な方は、納税証明書をご利用ください。 この申告書を提出される方は、住民税・事業税の申告書を提出 する必要がありません。

預金

種類

4 4

	<u> </u>	7 7 1 5	9. 一种	元		_ ~									
			litp _{lers.}									関する		·m -	CE NT
	, e					1 100)	『の 】	原 因	損害生	月月	損害る	<u>を受けた</u>	資産の	種類など
	j 55	J.				雑									
	油	会川馬		宮前区鷺	沼3 -	控	. He	ē	F	円保険金なる補塡され		円	差引損失うち災害		F
	1	3 -	14八寸	ス鷺沼1	0 1 목	除 ①		^	1	金	額円	ıT	支出の		F
住	所 室			/\/L !	.	医療費	ノ ^控 支払医	療費等			П	保険金な補塡される			'
	··· <u></u> 号					費	社会保険	の番粕	± ±/	保 険 料	1	掛金の利		支 払	. 掛 金
	,,,	タケシ				1 1	源泉御			,525,287	Ŧ (3)		E 大只	У 12	121 <u>32</u>
氏	名 土	井剛				社会保険料控除	= 0,0		1,	,525,261	小等一規。				
						保险					一規 模掛 企金				
						料料					一 業 共	:			
							合	計	1	,525,287	→ 済除		計		
○ 所得	导の内訴	(所得和	脱及び復興	特別所得税の	源泉徴収税額				1,		4				04.000
所得の種			ずる場所又は	収入金額	所得税及び復興特 所得税の源泉徴収税	別 生 #		美料の計		21,082	日日日	E命保険料(か計		34,800
	野村證券	との文払る 株式会社証	皆の氏名・名称 券たまプラーザ	F		司【命』	新個人年金	記字	H		旧個	人年金保険料	の計		
利子・ (配当)	支店			55,00		保	△=#IF/ ☆	験物計	+	37,720					
(HU-1)	三井住友	海上火災保	険株式会社 駿河台3丁目9			- G)				刊				
給与	東京都千 番地	-代田区神田	駿河台3丁目9	14,707,60	0 1,849,20	① ① 地震探険	空 地震保険	絆の計	源泉徴収	悪のとおり	旧長	期損害保険	の計		
		社団法人国		+		16) 史 ((:)	# ~	浦臼町 北	海道樺戸郡浦イ183・1	臼町字 5		+		
雑	東京都治	校谷区渋谷3-	1-1	100,00	0 10,21	entro As	/ 寄 附 空 新 所在地	先 の ・名称	1	, , 0 3 - 1	-	寄附	金		10,000
14-1:^~	計算明細	書のとおり		+								\$477574 A-1	<u></u>		
株式等 の譲渡				8,765,74	1 186,46	6	↓ □ 募嫁		₹)控除 □ #	死不明	기분	勤労学生的 学校名	全际		_
- F H L GIZ						д 19 і	道 【 凵 剤	婚	□未						_
			● 所得 所得粉	税 及 び 復 興 特 兄 との源 泉 徴 収 税 額 の 計	2,054,29	8 @) 空	47							
			Н		я	8	除	名							
雑所得	(公的年金領	等以外)、総領	合課税の配当所	听得·譲渡所得、一	- 新得に関する事		配用配偶	者の	氏名	生	年 月	日		1 /里 =	者 控 除
	145 0 0	1. 但の		T		ר @ַּ	者 十井ち7)	3		明·大 48	5 . 5	. 23			寺別控除
所得の種類	生ずる	場所	収入金額	必要経費等	差引金額		持 別 ————			昭•平	•	•) II-3 II-1	333312131
維	上記のとおり		100,000				控個人番	号	個。	人番号	は印	字される	ません	ับ	
,, <u>+</u>				,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		∐ <u></u>		 快養新	族の氏名	続 柄	生	年 月 日		控	除額
											明·大 昭·平				万
						41		_1			吗•艹	• •			
						扶	個人番	듁							L
						」 _養					明·大 昭·平				万
↑ #共/万	適用条	렀笙					個人番	_			нц т				
		又 寸				<mark>┓</mark> ┃控		<u>ק</u>							 万
1百/太410	 01803					$\ \cdot\ _{-1}$					明·大 昭·平				/31
							個人番	号					•		
						┙┕					<u> </u>				l 万
事業	轉従者I	こ関する	5事項							Ľ	3) 扶養	を控除額の含	計		/ 11
事業専	従者の氏	名		個 人 番 号		続柄		年 月	日	従事月	数・程度	度・仕事の内	容 専従	É者給 与	
							明·大 昭·平		•						F
							明·大								
							昭·平	•	•	<u> </u>			-		F
) 住日	建 • 缺	業税に	関する事項	i i						60	事従者給	与(控除)額の合計	額		Г
	扶養親族の		ボノ O T ^り		묵	続柄	j 生年)	月 月	덾	居の場	合 の	住 所	寄	附全五	说額 控 除
歳	大食税族の		/ []	 番号は印字			1		,,,,	, -90		page 771	都道府	県、	10,00
/士 満	-/1 #						_平 15. 3						市区町 生所地の	共同募	10,00
# ±	井ひまり		個人	番号は印字	されません	子	平 22. 7	.26					条 都	表部分 首府県	
親							Ī						1指	区町村	2,00
税 <u>族 </u>	I-88-1- // -		.]		- / ··	- /7:1	平・	•	円給与	- 小 的生令学	上後すだ	得以你 / 亚cttoch			2,00
	に関する住民				計住者の特				——— 4月·			得以外(平成30年 の方は給与所得			いら差引き
配	当割額	控 除 額		2,750 株式等	等譲渡所得割額控			0,87	6 以外	・)の所得に係る)徴収方法の選択			で納付
312	課税所		171	所得 金額	円 損 益 通 算 の 不 動	特例適月 産 所					円前	前年中の 開(廃)業	始・廃山	L目	
業 ¬ 不動 税 青 色	産所得から	差し引いた 訓 控 除 額		. '	事業用資産の							也都道府県の			
別居の控紋	像配偶・控約	紋像扶養親族	E FE	住	FI	「得税で搭	空除対象配偶	掲者 氏			給		円		
事業専	戸従者の氏	名・住所	名	住所	t _e	اعظ	した専従	者名			給与				

平成 29年分の 所得税 及びの確定申告書(分離課税用)

神奈川県川崎市宮前区鷺沼3-13-14八ウス鷺沼101号

住 屋 号

フリ氏 名 土井 剛 整理 04878887

この表は、「分離課税の所得」、「山林所得」又は「退職所得」がある 場合に、その所得金額や所得税額を計算するために使用するものです。

	4	持	例	適		用	条	文			
法			条				項	į	号		
所法	推 法	震法			条の				項		号
所法	推 法	震」法			条の				項		号
所 法	推 法	震法			条の				項		号

)														
l			70	対	応 分	78		1	8	4	1	2	2	0
1	税	TM	71	対	応 分	79								
1		税	72	対	応 分	80								
1	金		73	対	応 分	81)				9	7	5	0	0
1	の		74	対	応 分	82					8	2	5	0
1	 -⊥	額	75	対	応 分	83								
1	計		76	対	応 分	84)								
1	算		77	対	応 分	85								
1		(申告書	Nら85 B第一	まで() _{表の ②}	合計 (c転記)	86		1	9	4	6	9	7	0
1		株	本年分	ກ@∖຺	⑥から 損失額	87)			5	6	6	8	9	0
	そ	式等			越される 金 額	88								0
	の	配当等			から 損失額	89								0
	他	先物			から 関失額	90								
		取引		後に繰り も の	越される 金 額	91								

○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

X	分	所得の生ずる場所	必	要	経	費	差引金額 (収入金額 ・必要経費)	特別控除額
						円	円	円
			合		計	92		

○ 分離課税の上場株式等の配当所得等に関する事項

種目・所得の 生ずる場所	収。	λ	金	額	配当所得に係る 負債の利子	差	引	金	額
付表のとお り			55	円 5,001	円 0			5	円 5,001

○ 退職所得に関する事項

所得の生ずる場所	収	λ	金	額	退職所得控除額
				円	Ħ

国税																
170	,,,	短短	_	般	分 分	3	Ī							<u>(+</u>	<u> </u>	<u> </u>
		期譲	軽	減減	分	3			_							
収	分	渡							_						$\frac{\square}{\square}$	
		長期		般	分	(t)			_							
λ	離	譲	特	定	分 	(<u>U</u>)			_							
	課	渡	軽	課	分	9			_							
	HP11			等の		\mathcal{F}			_							
金	税	上場	株式	(等の)	譲渡	-				8	7	6	5	\equiv	4	1
				等の配		(F)						5	5	0	0	1
÷=		先	物	取	引	(<u>b</u>			_					닏		
額	L	Ц		林		\mathcal{D}								Щ		
	ì	₹		聪	Ì											
		短期	_	般	分	59										
所		譲渡	軽	減	分	60										
<i>[</i>]	分	長	_	般	分	61)										
	離	期譲	特	定	分	62										
得		渡	軽	課	分	63										
	課	一般	株式	等の	譲渡	64)										
仝	税	上場	株式	等の	譲渡	65)				1	2	1	7	5	5	2
金		上場	株式領	等の配	当等	66						5	5	0	0	1
		先	物	取	引	67)										
額	L	Ц		林	:	68										
-	il	₹		聪	Ì	69										
				合計		9			1	2	6	0	5	9	5	0
税	所得力	から差	し引が	かれる の ②	金額	25				2	3	7	1	8	8	7
170	(44)	9		讨応		70			1	0	2	3	4	0	0	0
金		690		讨 応		-					Ħ	Ť		0	0	0
	課			対反			T			$\overline{\square}$	П	$\overline{\Box}$	$\overline{\Box}$	0	0	0
の	税 さ.			讨応						$\overline{\square}$	6	5	0	0	0	0
計	れ る	66		讨応		_						5	5		0	0
ΠI	所 得	67		讨応		_								0	0	0
算	金	68		讨応							H		\Box	0	0	0
	額	69		讨応										0	0	0
						L				Ш		Ш	ш	J	U	

面

1

控)

の

用

紙

は

控

用 で

す

平成 29 年分の 循興特別所得税 の確定申告書付表

上場株式等に係る 譲渡損失の損益通 算及び繰越控除用

.´ 受付印 住 所 / 又 事業所 事務所 居所など

神奈川県川崎市宮前区鷺沼3-13-14

ハウス鷺沼101号室

フリガナ ドイ タケシ 氏 名 土井 剛

この付表は、租税特別措置法第37条の12の2(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除)の規 定の適用を受ける方が、本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額を同年分の上場株式等に係る配当所得等 の金額(特定上場株式等の配当等に係る配当所得に係る部分については、分離課税を選択したものに限りま す。以下「分離課税配当所得等金額」といいます。)の計算上控除(損益通算)するため、又は3年前の年分 以後の上場株式等に係る譲渡損失の金額を本年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び分離課税配当所 得等金額の計算上控除するため、若しくは翌年以後に繰り越すために使用するものです。

- 本年分において、「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の作成をしてください。
- 本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額及び分離課税配当所得等金額の計算 (赤字の金額は、を付けないで書きます。2面の2も同じです。)
 - 「 上場株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合又は「 上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場 合には、(1)の記載は要しません。また、「本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額」がない場合には、(2) の記載は要しません。
 - (1) 本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額

上場株式等に係る譲渡所得等の金額	円
(「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の(1面)の「上場株式等」の 欄の金額)	
上場株式等に係る譲渡損失の金額()	
(「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の 1面の「上場株式等」の 欄の金額)	
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額	
(欄の金額と 欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額)	

欄の金額は、租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡(相対取 引)がある場合については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額(「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」 の 1面の「上場株式等」の 欄の括弧書の金額)のみを記載します。

(2) 本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額

種目・所得の生ずる場所	利子等・配当等の	収入金額(税	边)	配当所得	に係る負債の利	归子	
野村證券株式会社証券たまプラーザ支店		55,001	円		(0	円
合 計	申告書第三表令へ	55,001		b	C)	
本年分の損益通算前の分離課税配当月 (②-⑤)(赤字の場合には0と書いてください					55,00	1	

(注) 利子所得に係る負債の利子は控除できません。

(3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額(-) (欄の金額 欄の金額の場合には0と書いてください。) ((2)の記載がない場合には、 欄の金額を移記してください。)	を付けて、申告書第三表的へ 円
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額(-)	申告書第三表66へ
(欄の金額 欄の金額の場合には0と書いてください。)	55,001
、 ((1)の記載がない場合には、 欄の金額を移記してください。)	

(注)

その年の

翌

年 欄

-以後に繰り越すため。及び2面の 欄、

の欄申の告金

古が必要です。)金額は、翌年の

つ。の確定申告の際

際に使用します(翌年に株式等の売却

がな

١J

場合で

ŧ

上場株式等に係る譲渡損失の金額

を

2 面(確定申告書付表)

2 翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の生じた年分	前年から繰り越された 上場株式等に係る譲渡 損失の金額	本年分で差し引く上場株式等 に係る譲渡損失の金額(1)	本年分で差し引くことの できなかった上場株式等 に係る譲渡損失の金額
本年の 3年前分 (平成26年分)	(A) (前年分の付表の 欄の金額) 円	(①) (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 円 (②) (分離課税配当所得等金額から差し引く部分)	本年の3年前分の譲渡損失 の金額を翌年以後に繰り越 すことはできません。
本年の 2年前分 (平成27年分)	(B) (前年分の付表の 欄の金額)	(f) (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) (g) (分離課税配当所得等金額から差し引く部分)	(⑧・⑥・⑥) 円
本年の 前年分 (平成28年分)	© (前年分の付表の 欄の金額) 566,890	(土場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 566,890 (1) (分離課税配当所得等金額から差し引く部分) 0	(© - ⊕ - ①) 0
の金額から差 譲渡損失の金 本年分で分離 差し引く上場 金額の合計額	株式等に係る譲渡所得等 し引く上場株式等に係る 額の合計額(①+企+⑪) 課税配当所得等金額から 株式等に係る譲渡損失の (⑥+⑥+①) 後に繰り越される上場株式	計算明細書の「上場株式等」の①へ 566,890 申告書第三表®の 0 大等に係る譲渡損失の金額	申告書第三表(88)へ(2)円

1 「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡 損失の金額」のうち最も古い年に生じた金額から順次控除します。

また、「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、同一の年に生じた「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」内においては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の 面の「上場株式等」の 欄の金額(赤字の場合には、0とみなします。)及び「本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額」の合計額を限度として、まず上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、分離課税配当所得等金額から控除します。

- 2 本年の3年前分に生じた上場株式等に係る譲渡損失のうち、本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額を、翌年以後に繰り越して控除することはできません。
- 3 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の 分離課税配当所得等金額の計算
- 「 本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額」がない場合には、この欄の記載は要しません。

前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除	申告書第三表74へ	H
した後の本年分の分離課税配当所得等金額()		55,001
(-)		

欄の金額を申告書に転記するに当たって申告書第三表の②5欄の金額が同 欄の金額から控除しきれない場合には、税務署にお尋ねください。

○ 特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署にお尋ねください。

の

用紙は控用です。

1 面

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

【平成29年分】

整理番号

04878887

この明細書は、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」又は「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を計算する場合に 「使用するものです。

なお、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】の「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

住 所	神奈川県川崎市宮前区鷺沼3-13-14 ハウス鷺沼101号室				ガナ	ドイ タケシ	
(前住所)	()	氏	名	土井 剛 	
 電話番号	000 5400 4202	職業	A1 B	関与税	理士名		
(連絡先)	090-5499-4363	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	会社員	(電	話)	()

1/1-

譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1 所得金額の計算

		一般株式等	上場株式等
収	譲渡による収入金額	円	8,765,741 🖱
入金	その他の収入		
額	小 計(+)	申告書第三表子へ	申告書第三表②へ 8,765,741
必要経費	取得費(取得価額)		7,548,189
	譲渡のための委託手数料		
に要した			
	小計(から までの計)		7,548,189
特別議	を管理株式等のみなし渡 損 失 の 金額 (1)		
差	引金額(--)		1,217,552
特,要	定投資株式の取得に した金額の控除(2) が赤字の場合は0と書いてください。)		
所 (一般株式	得金額 (-) 等について赤字の場合は 0と書いてください。) 第こついて赤字の場合は を付して書いてください。)	申告書第三表(会)へ	黒字の場合は申告書第三表66へ 1,217,552
本年	分で差し引く上場株式等に る繰越損失の金額 3)		申告書第三表③へ 566,890
		申告書第三表③へ	申告書第三表③へ

(注)) 租税特別措置法第3	7条の12の2第2耳	頁に規定する上	場株式等の譲渡以外	の上場株式等の譲渡
` ′	(相対取引)がある場	場合の「上場株式等」	の から まで	での各欄については、	、同項に規定する上
	場株式等の譲渡に係る	金額を括弧書 (内書) により記載し	てください。なお、	「上場株式等」の
	欄の金額が相対取引に	こよる赤字のみの場合	は、申告書第三	Ξ表の ⑯欄に0を記!	載します。

特例適用条文	措法_	_条の
特例適用条文	措法_	_条の

- 1 「特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額」とは、租税特別措置法第37条の11の2第1項の規定により、同法第37条の12の2第2項 に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とみなされるものをいいます。
- 2 欄の金額は、「特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「一般株式等」、「上場株式等」の順に、 欄の金額を限度として控除します。
- 3 欄の金額は、「上場株式等」の 欄の金額を限度として控除し、「上場株式等」の 欄の金額が 0 又は赤字の場合には記載しません。 なお、 欄の金額を「一般株式等」から控除することはできません。

「上場株式等」の 欄の金額が赤字の場合で、 譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受ける方は、 「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」も記載してくださ

١١

(平成28年分以降用)

2 面(計算明細書)

2 申告する特定口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計

口座の区 分	取 引 先 (金融商品取引業者等)		譲渡の対価の額 (収入金額)	取得費及び譲渡に要した費用の額等	差引金額 (譲渡所得等の金額)	源泉徴収税額
源泉口座	野村證券株式会社 <u>証券会</u> 社 たまブラーザ 銀 行	本 店 店 店 出 張 所	円 8,765,741	円 7,548,189	円 1,217,552	円 186,466
簡易口座	()	()				
源泉口座	証券会社 銀 行	本 店 支 店 出 張 所				
簡易口座	()	()				
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀 行	本 店 支 店 出 張 所				
間勿口座	()	()				
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 [¦] 銀 行¦ ()	本 店店出張所(
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀 行	本支出、				
. 333 – 12		()				 申告書第二表「所
合	計(上場株式等(特定口座))		1面 へ 8,765,741	7,548,189	1,217,552	申告書第二表「所得の内訳」欄へ 186,466

【参考】特定口座以外で譲渡した株式等の明細

区分	譲 渡 年月日 (償還日)	譲渡した 株 式 等 の 銘 柄	数量	譲渡先(金融商品 取引業者等)の 所在地・名称等	譲渡による 収入金額	取 得 費 (取得価額)	譲渡のための委託手数料	耳	双 得 €月日	
一般株式等			株(口、円)		円	円	円		•	
上場株式等								(.	•)
一般株式等									•	
上場株式等								(•	•)
一般株式等									•	
上場株式等								(.	•)
一般株式等									•	
上場株式等								(•	•)
一般株式等									•	
上場株式等	• •							(.	•)
合	計	_	般 株	式 等	1面 へ	1面 へ	1面 へ			$\overline{}$
	пI	 上場	 ₩式等(-		1面 へ	1面 へ	1面 へ			

この用紙は控用です。

(平成29年分)

氏 名土井 剛

この明細書は、平成29年中に支出した公益社団法人等に対する寄附金で一定のもの(以下「公益社団法人等寄附金」といいます。)があり、その寄附金について公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合に、公益社団法人等寄附金特別控除額を計算するために使用します。

申告書第一表の「税金の計算」欄の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除までの記入が終わったら、まず、「1 寄附金の区分等」欄に必要事項を記入し、次に、「2 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算」欄で公益社団法人等寄附金特別控除額の計算をします。

なお、公益社団法人等寄附金特別控除のほか、認定NPO法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用も受ける方は、この計算明細書の計算の次に、それぞれ順に「認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書」又は「政党等寄附金特別控除額の計算明細書」により計算を行います。

1 寄附金の区分等

/ 寄附金の	公益社団法人等寄附金の額	2,000
区分等	以外の寄附金の額	10,000
区 71 4	+	12,000
所 得	金額の合計額	13,311,613
	× 40 %	5,324,645

公益社団法人等寄附金の額の合計額を書いてください。

(公益社団法人等寄附金の内訳)

寄附先の名称	寄附:	年月日	金	額
慶應義塾	平 29・	6 •15		2,000 円
	平 .			
	平 •	•		

「申告書第二表 の「所得から差し引かれる金額に関する事項」 │欄の「寄附金控除」欄の寄附金の金額を転記してください。

申告書第一表の「所得金額」欄の合計を転記してください。 (注)次の場合には、それぞれ次の金額を加算してください。

- ・退職所得及び山林所得がある場合……その所得金額
- ・ほかに申告分離課税の所得がある場合……その所得 金額(特別控除前の金額)

なお、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の ③の金額を転記してください。

2 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算

	(赤字のときは0) 円
-	5,314,645
と のいずれか	
少ない方の金額	2,000
	(赤字のときは0)
2 千円 -	0
	(100円未満の端数切捨て)
(-) × 40 %	800
平成 29 年分の所得税の額	1,946,970
	(100円未満の端数切捨て)
× 25 %	486,700
公益社団法人等寄附金特別控除額	
(とのいずれか少ない方の金額)	800

「申告書A第一表は②の金額、申告書B第一表は②の金額を ・ 転記してください。

申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金等特別控除(申告書Aは33~20欄、申告書Bは33~33欄)に転記してください。

ほかに、認定NPO法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、「認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書」の③の金額又は「政党等寄附金特別控除額の計算明細書」の①の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金等特別控除に記入してください。

肉用牛の売却による農業所得の課税の特例を受ける所得のある方は、税務署にお尋ねください。

提出書類等のご案内(この紙は提出不要です)

補完記入・押印

文字数制限で入力できなかった項目や、正しく印字されていない項目は手書きで記入してください。申告書第一表などの氏名欄の右側にある印の箇所に押印してください。

	以下の添付書類を準備してください。
	本人確認書類 例1:マイナンバーカードの写しのみ 本人確認書類 例2:通知カード + 運転免許証や公的医療保険の被保険者証などの写し
	給与所得の源泉徴収票(原本)
	申告する特定口座(源泉徴収あり)の特定口座年間取引報告書
\T (= \tau = 0	寄附した団体等から交付を受けた寄附金の受領証等
添付書類の 提出準備	

	提出書類	印刷した提出用の申告書等や上記添付書類
	提出先	住所地の所轄の税務署(右下に表示されている税務署)
	提出期間	平成30年2月16日(金)から3月15日(木) ただし、還付申告書は平成30年1月から提出可能
確定申告書の提出	提出方法	以下のいずれかの方法で提出してください。 ・郵便又は信書便で送付(送料は負担願います。) ・税務署の受付に持参 ・税務署の時間外収受箱へ投函
	控用の申告書に収受 日付印が必要な方	控用の申告書を、提出用の申告書と併せて提出してください。 税務署の受付に持参しない場合は、返信用封筒に所要額の切手を貼って 一緒に提出してください。
	(注2) 申告書の控えに押な	付する方は、通信日付印が平成30年3月15日(木)以前になるように送付してください。 つした収受日付印は収受の事実を確認するものであり、内容を証明するものではありま 方は納税証明書をご利用ください。

還付金の振込について

還付金の振込先口座は、申告された方の本人名義に限ります(店名、事務所名などの名称(屋号)が含まれる場合や名義が旧姓の場合は振込みできない場合があります。)。

なお、一部のインターネット専用銀行については、還付金の振込みができませんので、振込みの可否について、あらかじめご利用の金融機関にご確認ください。

提出先(郵送等で提出する際に切り離してご利用ください。)

2 1 3 - 8 5 0 3

川崎市高津区久本 2丁目4番3号

川崎北税務署 行

国税庁HP(2018:03:04;16:57:34.51)